

- ② 「コーチ会議」で決定した。役職の人事の選出や解任等、選手やコーチのチーム編成、及び選手・保護者に関する事項においては、速やかに選手・保護者に開示するものとする。
 - ③ 運用上必要な案件は、指導者の申出により「コーチ会議」で審議を行う。
 - ④ 「コーチ会議」で決定された事項は、変更はできない。但し、運用上支障が生じたときは「コーチ会議」にて審議の見直しを図る。
 - ⑤ 代表若しくは事務局は、必要に応じ臨時の「コーチ会議」の開催することが出来る。
 - ⑥ 指導者が「コーチ会議」に欠席する場合は、議決権を代表若しくは指名者に一任するものとする。
- 3 4月に指導者、保護者にて定例総会を実施し、総数の半数以上の出席、若しくは委任状にて成立する。
 - 4 指導者から保護者に対し会計並びに指導者の人事及びチーム編成の報告行うものとする。
 - 5 総会において指導者コーチ会議において決議した、会則の変更・運営方法の改善・会計上の変更等を立案し、保護者総数の半数以上の賛同を得て可決するものとする。
 - 6 臨時総会は、指導者三役若しくは励ます会代表からの要請により開催することが出来る。
 - 7 保護者からの要望は、担当主任コーチ並びに担当コーチ伝え、担当主任コーチ並びに担当コーチは真摯に受け止め、必要に応じコーチ会議に立案を行うものとする。

第6条 (入会資格)

入会資格として、男女問わず幼稚園児5歳児から小学校6年生であることとし、次の要件に該当すること。

- ① 本人及び保護者が本クラブの目的に賛同し、本クラブが定める会則及び規則に遵守する旨を誓約すること。
- ② 各指導者の指示に従うことが出来ること。
- ③ スポーツに適した健康状態であること。また、何らかの持病が有る場合は、指導者に伝えることが出来ること。

第7条 (入会手続)

入会申込書と入会金を添えて、担当主任コーチまたは担当コーチに提出すること。また、担当主任コーチまたは担当コーチは遅滞なく三役に報告を行うものとする。

第8条 (入会金・会費)

本クラブの選手並びに保護者は、クラブ運営に必要な費用（以下、「クラブ費」という。）並びにチーム単位で運営に必要な費用（以下、「チーム費」という。）を遅滞なく納めるものとする。

① クラブ費

入会金	3000円（スポーツ保険加入金800円を含む。）
月会費	登録選手は月額1500円 未登録選手は月額1000円
保険加入金	800円（2年目以降3月に徴収。）
選手登録費	3900円
	サッカー協会に登録するときの費用。年1回翌年分を3月徴収。
臨時会費	不足が生じた場合は、臨時徴収を行います。

② チーム費

月会費	チーム毎に金額を設定し、徴収する
-----	------------------

- 2 本クラブの経費は、入会金、年会費、臨時会費、寄付金、その他収入をもってあてるものとする。また、運用の詳細は別途細則（以下、「運営経費細則という。」）として定める。

- 3 会費の納入日は毎月、第1日曜日とし各チーム会計に届けるものとする。
- 4 クラブ費の余剰金は、次年度へ繰り越しを行うものとする。
- 5 一旦納めた入会金・会費は、理由の如何を問わず返金しない、但し本クラブがやむを得ないと認められたときはこの限りではない。
- 6 退会を希望するものは、退会の希望日の属する月まで月会費を納入しなければならない。

第9条 (会計年度)

本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第10条 (傷害対応・保険)

本クラブの選手及び指導者は、スポーツ安全協会の傷害賠償保険に必ず加入しなければならない。

- 2 4月1日からの1年間の期限で加入し、年度末に更新する。但し、年度途中の入部者は、入会金受領の15日後から有効とし、年度末をもって更新する。
- 3 本クラブは、選手、指導者、保護者の練習中や、試合中、合宿、及び、その為の移動時おける負傷、疾病、廃疾、死亡事故についての賠償責任を含む一切の責任を負わない。当番の保護者（移動に協力する保護者を含む。）及び、グラウンド提供者もその責を負わない。
- 4 保護者も当番、選手送迎時等の万一の事故に備え、スポーツ保険に加入する。但し希望者のみとし、未加入の保護者は自己責任とする。
- 5 指導者は選手の健康状態は常に配慮し、過度な練習はしない。体罰（言葉を含む）は絶対にしない。

第11条 (用具・備品)

本クラブでクラブ費より購入する用具、備品は次のものとし、選手個人で必要となる用具は、各自所定の物を購入する。

- ① 本クラブで購入するもの
 - ・グラウンドで使用するゴール及びネット
 - ・ラインパウダー、
 - ・コーナースタック
 - ・レフリーフラッグ
 - ・キーパー用ユニフォーム一式
 - ・キーパー手袋、ニーキャップ、エルボーガード
 - ・練習用コーン、ラダー等
- ② 個人で購入するもの
 - ・ボール（4号球）
 - ・レガース
 - ・トレーニングシューズ、スパイク（3Bはスパイク不可）
 - ・ユニフォーム（ホーム用、アウェイ用）一式
 - ・ピステ
 - ・Tシャツ
 - ・アンダーシャツ、アンダーパンツ等
- 2 ユニフォームカラーは「ホワイト」もしくは「ネイビ」を基本にデザインする。キーパー用ユニフォームはこの限りでない
- 3 キーパーのユニフォーム一式、手袋、ニーキャップ、エルボーガードは、キーパーが管理する。手袋、ニーキャップ、エルボーガードは1A、2A、3Aは年2回、そのほかのチームは年1回本クラブで支出する。
- 4 アンダーシャツ、アンダーパンツはユニフォームと同色でなければならない。

- 5 ヘッドギアは怪我をしている以外は使用できない。また、公式戦に於いてはレフリーおよび対戦相手コーチに付ける理由を伝え認められなくては使用できない。

第12条（練習）

原則として、駒ケ林小学校グラウンドと二葉地域人材センターグラウンドを使用。但し、学校行事、地域行事を優先する。

- 2 練習時間はグラウンド使用規定を適用する。
- 3 学校・学級閉鎖、緊急の事態が発生した場合は、学校、開放委員会、サッカー協会（励ます会を含む）の対応に準じ、最終決定は執行部が行う。意義は一切受け付けない。
 - ① 荒天により、各種警報が発令された場合は、各グラウンドは使用できない。
 - ② 練習中、雷が鳴った時は、サッカー協会規則に準じすぐに中止する。
- 4 雨天時のグラウンド使用については、各グラウンド使用規定に準ずる。
- 5 グラウンド使用後の整備は必ず行い、ゴールは所定の場所に戻す。
- 6 練習時、ユニフォームは着用しない。レガーツは必ず着用する。
- 7 駒ケ林小学校と二葉地域人材センターグラウンド以外での練習への交通費は、クラブ経費細則を適用する。

第13条（交通機関）

原則として、試合・遠征・合宿時の移動には、公共交通機関を使用する。

- 2 やむをえず、自家用自動車、レンタカー等公共交通機関以外を利用する時は、チームの保護者代表がコーチへの依頼を含めて手配する。合宿時はコーチ会議で協議する。
- 3 費用はクラブ経費細則を適用する。

第14条（合宿）

選手が相互の親睦、チームワーク向上のため年1回行う。

- 2 選手は上記の目的を達するため必ず参加する。健康上に問題がある場合はこの限りではない。
- 3 参加チーム、日程と場所については指導者会議で決定する。
- 4 経費は、対象選手より月額1000円を徴収し、クラブ運営経費細則を適用する。

第15条（遵守）

選手及び保護者は次の事項を遵守すること。

- ① 常にリスペクトをもち、チーム及び対戦相手を思いやる。
- ② 本クラブの指導方針、各指導者の指示に従うこと。
- ③ 使用グラウンドの美化を保ち、ゴミやタバコ吸殻は必ず持ち帰ること。
- ④ 喫煙場所を守ること。
- ⑤ 試合中、練習中、保護者父兄及び第三者のコーチングは一切認めない。
但し、事前に指導者が依頼したものはこの限りではない。

第16条（禁止事項）

次の行為を禁止事項とし、場合によっては本クラブはその選手、指導者を退会させることが出来る。

- ① 本クラブの内部事情を第三者に開示する行為。

- ② 本クラブの秩序、風紀を乱す行為。
- ③ その他本クラブの名誉または利益を害する行為。

2 保護者も禁止事項を行ったとき、その選手も同様に退会させる事が出来る。

第17条（会費の滞納）

選手及び保護者が会費の納入を怠った場合、本クラブはその選手に対する指導を停止す、または、その選手を退会させることが出来る。但し、事前に本クラブの承認を得ている場合はこの限りではない。

第18条（休 会）

休会を行う場合、事前に休会する意思を指導者三役に伝え休会届を提出するものとする。

2 原則休会期間は90日と定め、それ以上休んだ場合は退会とみなす。但し、怪我や疾病による場合はこの限りではない。

第19条（退 会）

選手が退部もしくは、移籍を願う際、当該選手の意思と保護者の意思を確認し認めるものとする。

2 個人的な事情等で退会を行う場合、前項の意思確認後、必ず指導者三役に退会届を提出するものとする。

3 退会日は、指導者三役が退会届を受理した日とする。

付 則	平成18年	3月	制定
	平成20年	6月	改定
	平成22年	4月	改定
	平成24年	4月	改定
	平成26年	10月	改定
	平成28年	4月	改定